令和７年４月14日 第48回基本計画策定・推進専門委員等会議	資料４－１

総務省説明資料

インターネット上の誹謗中傷等による被害への対応策

インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を 他人から書き込まれた場合

発信者

事業者
（SNS事業者等）

被害者

そもそも、誹謗中傷等を自ら書き込まないために

↓

1　ユーザの **ICTリテラシー**向上

総務省の取組

○誹謗中傷等の発信をさせないため、**ICTリテラシーを高める活動**として、

- **教材冊子**の作成公表、
- **出前講座**
- **専用特設サイト**の拡充

等を**継続的に実施。**

誹謗中傷等の**投稿を削除**したい

↓

2　事業者に投稿の **削除を申請**

総務省の取組

○情報流通プラットフォーム対処法による、削除に関する責任制限制度の運用。

○事業者の取組のモニタリング。

○令和６年の法律改正により、大規模なプラットフォーム事業者等に削除対応の迅速化等を義務付け。

書き込んだ相手に**損害賠償**を求めたい

↓

3　**発信者情報開示** 請求

総務省の取組

○情報流通プラットフォーム対処法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。

○令和３年に法律改正等により、対策を強化（新たな裁判手続の創設）。

どうしたらよいか分からない

↓

4　**相談窓口**への 相談

総務省の取組

○対応方法を案内できるよう、**総務省等が運営する相談窓口**（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、**継続的に強化。**

【注】 このほか、法務省では刑法を改正し、侮辱罪の法定刑を引上げ（2022年7月施行）

情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号））

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、**「被害者救済」**と発信者の**「表現の自由」**という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化

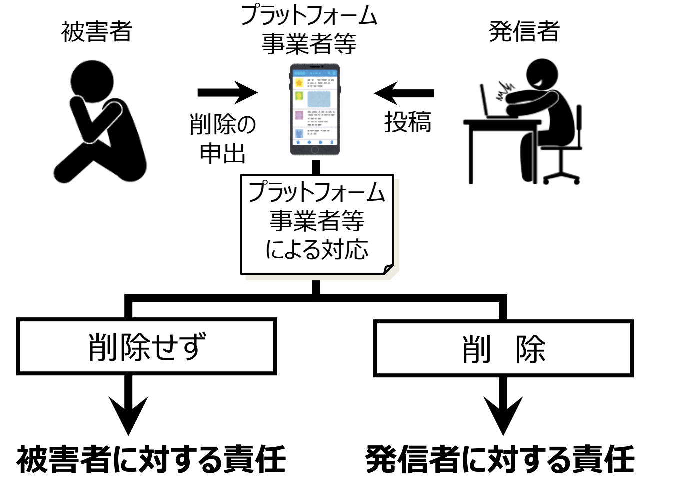

被害者に対する責任

第３条第1項

①権利が侵害されているのを知っていたとき
又は
②これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき

以外は**免責**

発信者に対する責任

第３条第２項

①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき
又は
②発信者に削除に同意するか照会したが７日以内に反論がないとき

は**免責**

②発信者情報の開示

- 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定（第５条）
- 元来２回の手続を要する発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする裁判手続（非訟事件手続）を規定（第８条～）

③大規模なプラットフォーム事業者等の義務

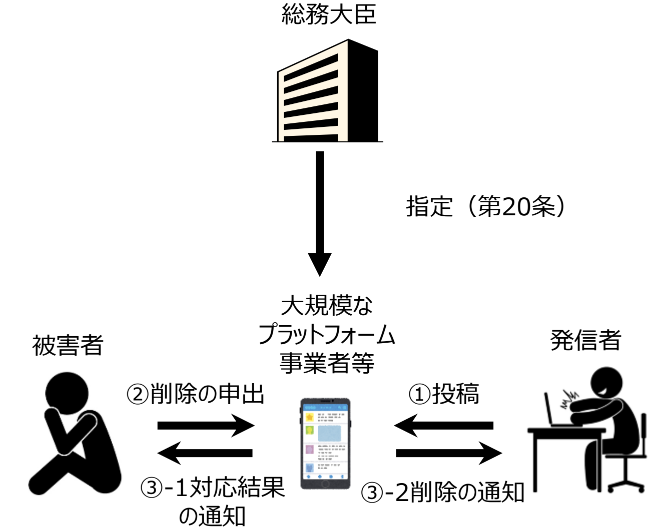

削除対応の迅速化

- 削除申出窓口の整備・公表（第22条）
- 削除申出への対応体制の整備（第24条）
- 削除申出に対する判断・通知（第25条）

運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（第26条）
- 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- 運用状況の公表（第28条）

違法・有害情報相談センター

○　インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。

○　相談者の心理的・時間的ハードルを下げるなど利便性向上を図り、被害の深刻化を防ぐための取組を加速化するため、 2024年度から、チャットボットを活用した運用を開始。

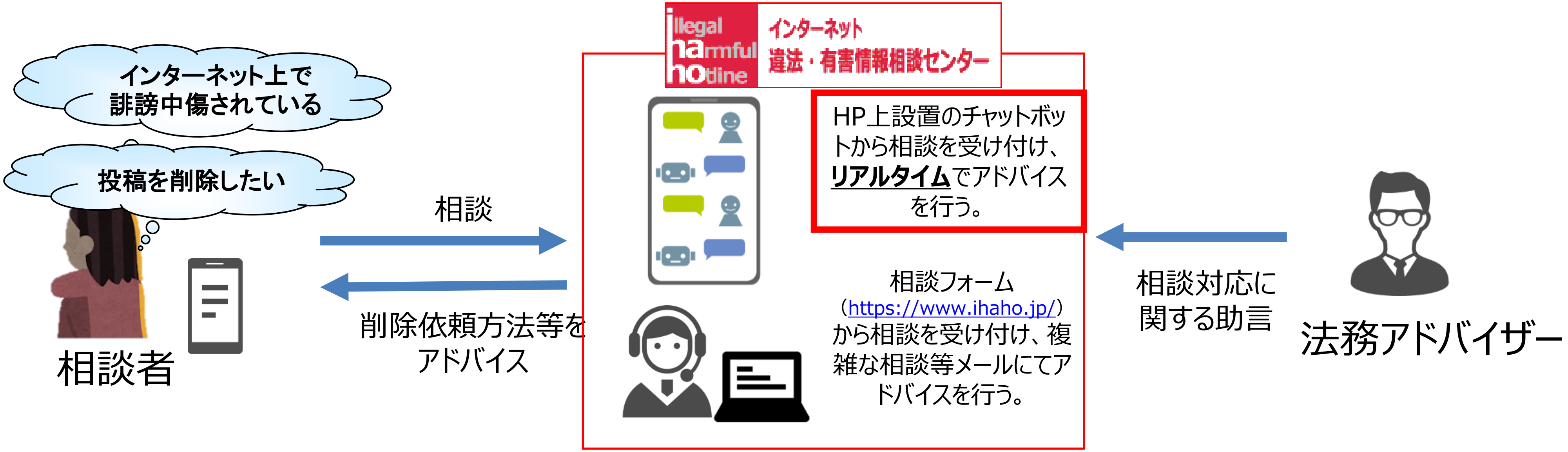

違法・有害情報相談機関連絡会の設置

○ 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に係る他の相談機関との連携強化を実施するため、2021年度から、違法・有害情報相談機関連絡会を継続的に開催し、情報共有を実施。（直近は2024年12月に第８回会合を開催。）

＜参加機関＞

- インターネット違法・有害情報相談センター（事務局）
- インターネットホットラインセンター
- セーファーインターネット協会
- 東京都
- 全国消費生活相談員協会

＜オブザーバ＞

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

等